

令和7年度小さな拠点・地域運営組織形成支援事業
令和7年度小さな拠点・地域運営組織形成支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和7年2月26日

福島県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度小さな拠点・地域運営組織形成支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、当公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度小さな拠点・地域運営組織形成支援業務

(2) 委託業務概要

小さな拠点^{※1}（集落ネットワーク圏）・地域運営組織^{※2}の形成を支援する各種説明会や研修会の開催などを通じて、地域住民が主体となった持続的な地域運営の実現を図る。

※1：小さな拠点

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの個通手段により結んだ地域の拠点。【出典】国土交通省「集落地域の大きな安心と希望をつなぐ『小さな拠点』づくりガイドブック」

※2：地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

【出典】総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/index.html>

（総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地域力の創造・地方の再生 > 地域運営組織）

(3) 業務仕様

別紙「令和7年度小さな拠点・地域運営組織形成支援業務委託 仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託先選定数

1者

2 見積限度額

金3,860,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

項 目	日 程
募集公示	令和7年2月26日(水)
質問書の提出期限	令和7年3月5日(水)午後5時
参加申込書の提出期限	令和7年3月11日(火)午後5時
企画提案書等の提出期限	令和7年3月14日(金)午後5時
一次審査(書面審査)結果の通知	令和7年3月21日(金)
二次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年3月26日(水)午後
審査結果の通知	令和7年3月28日(金)以降
契約締結	令和7年4月以降

4 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

- ① 本業務委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できる者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 本募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。
 - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 県税を滞納している者でないこと。

- ⑧ 消費税又は地方消費税を滞納している者ではないこと。
- ⑨ その他、県との連絡調整や協議・打合せを適時かつ真摯に行える体制を整えることができる者であること。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県地域振興課ホームページからダウンロードすること。なお、窓口及び郵送等での配布は行わない。

・ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/>

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第1号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月5日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ電子メール（質問書を添付）又はFAXにより提出すること。

電子メールの件名は「【質問】小さな拠点・地域運営組織形成支援業務」とし、電子メール及びFAXともに電話により送付した旨を当課に連絡すること。

なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者名を非公表とした上で、随時、地域振興課ホームページに掲載する。

※ 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く。

※ 個別の回答は行わない。

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月11日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

※ 電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨を当課に連絡すること。

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに当課に到達するよう送付すること。

(3) その他

参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ郵送又は持参により提出すること。

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに当課に到達するよう送付すること。

※ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 企画提案書 A4判20頁以内(表紙、目次を除く)

※ 表紙には「令和7年度小さな拠点・地域運営組織形成支援業務委託提案書」と記載し、社名を記載すること。

※ 仕様書(案)の内容及び別表「プロポーザル審査項目及び評価基準」を踏まえ、応募者としてのアピールポイントも明記すること。

イ 見積書(任意様式、A4判)

※ 見積の総額及び内訳について記載し、代表者印を押印すること。

ウ 事業者概要書(第3号様式)

エ 業務実施体制書(第4号様式)

オ 実施責任者経歴書(第5号様式)

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第6号様式)

(4) 提出部数

6部(正本1部・副本5部)

(5) 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

ア 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が本業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

イ 企画提案書は、仕様書(案)「3委託業務の内容」に掲げる各事業の実施方法について、事業ごとに具体的に提案すること。

ウ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。

エ 提案の実現可能性を確認するため、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書等は参加届出書提出者1者につき1提案のみとし、提出後の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

9 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

参加申込書の提出があった者からの企画提案を受け、県は「プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置した上で、項番9(2)及び(3)においてこれを総合的に評価し、委託候補者を選定する。

(2) 一次審査(書面審査)

提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、二次審査対象者(上位3者程度)を選定するとともに、令和7年3月21日(金)までにその旨を電子メールにて通知する。

なお、企画提案書の提出者が3者以下の場合は一次審査手続きを省略し、募集要領の参加資格を有し、不適格事項のないことを判断の上、適合する全てのプロポーザル参加者を二次審査対象者とする。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査対象者から企画提案書等によるプレゼンテーションを受け、本業務に最も優れた委託候補者を選定する。

ア 日程（予定）

令和6年3月26日（水）

イ 場所（予定）

福島県庁本庁舎5階 企画調整課分室1

※ オンラインで開催する場合あり。

ウ 方法

- ・ 審査会への出席は3名以内とする。
- ・ 審査会においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。
- ・ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は、その後の質疑応答を含めて30分間とする。
- ・ 説明に際して用いることができる資料は、項番8（3）で提出した書類のみとし、説明のために資料を追加して提出することはできない。

(4) 審査基準

別表「プロポーザル審査項目及び評価基準」に基づき、提案の実現可能性、実施体制、スケジュール等を総合的に審査する。

(5) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、二次審査対象者全員に書面により通知する。

イ 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。また、県は、選定されなかった理由の説明を求める書面の到達後、速やかに書面により回答するものとする。

※ 電話やFAXによる質問、問合せ等は受け付けない。

ウ 審査結果は、以下の内容を地域振興課のホームページに掲載する。

- ① 委託候補者名及び総得点
- ② ①以外の参加者の総得点

10 契約の締結

(1) 仕様書の協議

本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等を基に確定するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

なお、委託候補者と県との間で協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとする。

(2) 委託契約の手続

県は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、委託候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全額又は一部を免除することがある。

(3) 契約金額の決定

契約金額は、項番10(2)の規定により見積書を徴取した上で決定する。なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとする。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、本業務の完了後を原則とするが、本業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前払いすることができる。

(5) 事業実施責任者

本業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することはできない。

(6) その他

本業務は、福島県議会における令和7年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。

11 留意事項

(1) プロポーザルへの参加

ア プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(2) 企画提案書等

ア 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

イ 提出書類に不備があった場合

ウ 本募集要領で示す条件に違反した場合

エ プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

オ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

12 担当課(問合せ先・提出先)

〒960-8670 福島市杉妻町2-16(本庁舎5階)

福島県企画調整部地域振興課 担当:木戸

電話 024-521-7114 FAX 024-521-7912

E-mail tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

(別表)

プロポーザル審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度・企画全体	—	(20)
(1) 制度理解	・小さな拠点・地域運営組織に関する諸制度を十分に理解・把握しているか。	10
(2) 業務理解	・本県の実情や課題を的確に把握した上で、事業目的を十分に理解しているか。	10
2 業務遂行能力	—	(30)
(1) 業務体制	・業務全体の統制や人員配置、連絡体制等を含め、企画内容を実施する体制等が適切か。	10
(2) スケジュール	・現実的で適切な実施スケジュールが設定されているか。	10
(3) 業務実績	・小さな拠点・地域運営組織の形成に資する業務について、官公庁からの受注実績があるか。	10
3 企画提案能力	—	(45)
(1) 小さな拠点づくり伴走支援事業	・内容が具体的で、実現可能性が高い提案になっているか。 ・小さな拠点・地域運営組織形成について、参加者が理解を深め、取組を身近に感じられるような提案になっているか。 ・市町村や地域住民との調整・話し合いを円滑に進められるような提案や工夫がされているか。	15
(2) 地域づくり人材スキルアップ支援事業	・内容が具体的で、実現可能性が高い提案となっているか。 ・参加者が小さな拠点・地域運営組織形成を進めるための手法を学ぶための効果的かつ魅力的なプログラムの提案がされているか。 ・参加者同士の横のつながりが醸成されるような提案や工夫がされているか。	15
(3) 地域づくり実践者間の交流促進事業	・内容が具体的で、実現可能性が高い提案となっているか。 ・小さな拠点・地域運営組織形成について、参加者が理解を深め交流が促進されるための効果的かつ魅力的なプログラムの提案がされているか。 ・広報及び参加者の募集に関する工夫や提案がされているか。	15
4 その他	—	(5)
(1) 経費	・企画内容に対して適切な見積額であるか。	5
合 計		100